**２０２３年度**

**中古車関係 規約遵守状況調査（店頭展示車・注文書）**

**― 実施要領（訪問調査用） ―**

**１．目的**

１）会員店に対する中古車規約の周知徹底

２）会員店における規約遵守状況の実態把握

３）地方組織の充実を図るとともに規約運用の効果を高める

**２．実施時期**

本年１０月施行の改正規約・規則（中古車の「支払総額」の表示）への対応状況を確認するため、１０月以降、各地区の実情に合わせて実施（２０２３年１２月末まで）

**３．調査内容**

規約第１１条及び第１２条についての表示状況等を調査する。

１）展示車の表示状況

２）注文書の表示

①注文書の写（コピー）は保管せず、電子データで保存している店舗もあることから、以下のいずれかの方法により収集する

**＜訪問店舗で調査を実施する場合＞**

**訪問先に予め訪問日時を連絡し、注文書（コピー）の準備を依頼する**

**＜訪問店舗で調査を実施しない場合＞**

**調査期日までに事務局等に注文書（コピー）を郵送又はＦＡＸ、メール等で送付するよう依頼**

②注文書(コピー)の収集は、１社２０枚とする。ただし、２０枚に満たない場合は全数を収集する

③注文書の偏り等を避けるため、次のいずれかの方法により収集する

イ．登録日の指定

ロ．登録期間の指定

**※各社に注文書（コピー）の収集を依頼する際、お客様の個人情報に当たる箇所を塗り潰す等、**

**個人情報保護法に抵触することのないよう、十分注意するようお願いしてください**

**※収集した注文書(コピー)を公取協事務局に送付する必要はありません**

３）走行メーター交換シール等の貼付状況

４）特定の車両状態の表示

**４．調査対象**

１）自販連・全軽自協関係は、ディーラーあたり１展示場

２）日整連・中販連関係は、全数調査が困難な場合は次の調査数を目安とする。

・会員数100 未満地区　　　　　　　　30展示場以上

・会員数100～200未満の地区　　　　50展示場以上

・会員数200 以上の地区　　　　　　　70展示場以上

**５．調査方法**

１）調査にあたる委員に対しては、公取協が調査員証を交付する

２）調査は、公取協作成の調査票に基づいて行う

３）調査員は、調査対象会員に当該調査の結果を書面（中古車規約遵守状況調査票(写)）により通知、表示の実施が不十分な会員に対してはその旨を説明するとともに、規約遵守方の協力を求める

４）特定の車両状態の表示状況及び走行メーター交換車シール等の貼付状況の調査については、該当する車両がある場合のみ「別紙調査票」を用いてチェックを実施（該当する車両がない場合は記載する必要はありません）

**６．調査結果の取扱**

１）規約違反のあった会員に対しては、委員長名にて規約遵守方の指導を行うものとする

２）委員長の指導要請に対し、協力が得られない会員については、公取協に必要な措置を請求する　　ものとする

３）調査結果は、**調査報告書及び調査結果集計表により２０２４年１月末日まで**に公取協に報告する

**２０２３年度**

**中古車関係 規約遵守状況調査（店頭展示車・注文書）**

**― 実施要領（セルフチェック用） ―**

**１．目的**

１）会員店に対する中古車規約の周知徹底

２）会員店における規約遵守状況の実態把握

３）地方組織の充実を図るとともに規約運用の効果を高める

**２．実施時期**

本年１０月施行の改正規約・規則（中古車の「支払総額」の表示）への対応状況を確認するため、原則として１０月以降、１２月末を目途に実施

**３．調査内容**

規約第１１条及び第１２条についての表示状況等を調査する

１）展示車の表示状況

２）注文書の表示

　　注文書の偏り等を避けるため、直近３ヶ月間程度の注文書の中から登録や売上の期間、営業担当者別等で選択して調査を行う

（枚数は原則２０枚とし、２０枚に満たない場合は全数について調査を行う）

３）走行メーター交換シール等の貼付状況

４）特定の車両状態の表示

**４．調査対象・方法**

１）各社全ての中古車販売拠点を調査対象とし、各拠点に拠点長もしくは担当者が調査票に基づき　　チェックを実施（展開のイメージは下記を参照）

２）調査票等については、各拠点に公取協ウェブサイトからダウンロードする（公取協HP　<http://www.aftc.or.jp/>）

３）特定の車両状態の表示状況及び走行メーター交換車シール等の貼付状況のチェックについては、該当する車両がある場合のみ「 別紙調査票 」を用いてチェックを実施（該当する車両がない場合は記載する必要はありません）

**５．調査結果の取扱**

１）チェックをした結果、問題点があった場合は、速やかに改善措置を行う

２）調査結果は、各拠点⇒各社本社⇒各地区事務取扱所⇒公取協の順に報告（FAX可）する

（各地区事務取扱所から公取協への報告は、**調査結果集計表により２０２４年１月末日まで**に行う）

⑤報　告

①チェック実施依頼

各地区中古車表示部会（委員会）

**セルフチェックのイメージ**

**２０１９年度**

**中古車関係 規約遵守状況調査（店頭展示車・注文書）**

会員ディーラー（本社）

【表示管理者】

④報　告

②チェック実施案内

　営　業　所

　営　業　所

　営　業　所

③公取協HPから調査票を　　　③公取協HPから調査票を　　③公取協HPから調査票を

ダウンロードしチェック　　　　ダウンロードしチェック　　　ダウンロードしチェック